

外貨定期預金規定（非自動継続型）

1.（取扱店の範囲）

この預金は、取引店（以下「当店」といいます。）にかぎり、受入れまたは払戻しができます。

2.（預金の支払時期）

この預金は、証書表面記載の満期日以後に利息とともに支払います。

3.（預入単位）

この預金の預入額は、30万円相当額以上とします。

4.（預金の受入れ）

(1) この預金口座に入金できるものは、次のとおりです。

①現金(外貨現金を除きます。)

②当店を支払場所とする手形、小切手、配当金領収証等（以下「証券類」といいます。）のうち、決済を確認したものただし、トラベラーズチェックによる受入れは行ないません。

③為替による振込金（外国からの振込を含みます。)

(2) 当店以外を支払場所とする証券類は取立のうえ、決済を確認した後、受入れます。

(3) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務は負いません。

(4) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。

(5) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

5.（利息）

(1) この預金の利息は、証書表面記載の日数、利率により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、当行所定の利率により計算し、この預金とともに支払います。

(3) 満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について当行所定の利率により計算し、この預金とともに支払います。

(4) この預金は付利単位を当該外貨1通貨単位とし、1年を365日として日割で計算します。

6.（外国為替相場・手数料）

(1) この預金の受入れ、または払戻しを他の通貨を対価として行う場合には、当行所定の外国為替相場により取扱います。

(2) この預金の受入れ、または払戻しについては、当行所定の手数料をいただくことがあります。

7.（預金の解約、書替継続）

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章(または自署)により記名押印(または署名)して、当店に提出してください。

(3) この預金からの外貨現金、トラベラーズチェックによる払戻しは行ないません。

(4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知す

ることによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合
- ③ この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第14条第1項の定めに基づく預金者への各種確認や預金者から提出された資料が偽りである場合
- ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合
- ⑥ 第14条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合
- ⑦ 第1号から第6号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

8. (届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1) この証書や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、または証書の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) この証書を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

9. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要事項を書面により当店に届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要事項を書面により当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも前2項と同様に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. (印鑑照合等)

証書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利および証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 前項の定めにかかわらず、当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

12. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記 13. (1)①、②AからFおよび③AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記 13. (1)①、②AからFおよび③AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

13. (反社会的勢力との取引停止・解約)

- (1) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名・住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (2) 前項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、預金者はこの預金口座の証書を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

14. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限することができるものとします。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは

経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限を行うことができるものとします。

- ① 不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引
 - ② 外国送金、外貨預金、貿易取引等外為取引全般
 - ③ 当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引
- (4) 第1項から第3項に定めるいずれかの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のおそれが解消したと認められる場合、当行は速やかに前3項の取引等の制限を解除します。

15. (為替予約)

この預金について為替予約を締結する場合は、別に定める為替予約約定書に従いお取扱いいたします。

16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものとして相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には次の手続きによるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、証書の受取欄に届出の印章(または自署)により記名押印(または署名)して、直ちに当店に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日の前日までとして、利率は約定利率を適用します。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日までとして、利率、料率は当行の定めによります。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当行の定めによります。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用します。
- (5) 第1項により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによります。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても、相殺することができるものとします。

17. (為替先物予約付外貨定期預金の支払・解約)

この預金の満期日解約時に適用する為替相場につき、あらかじめ約定いただいたときは、前記2、5の(3)、および7の規定にかかわらず、以下のお取扱いといたします。

- (1) 為替先物予約締結の対象となったこの預金の満期日前の解約はできません。

- (2) 満期日にこの預金を解約し、元金および利息を予約相場にて換算した円貨を、あらかじめご指定を受けた預金口座へご入金いたします。
- (3) 万一、指定口座がこの預金の満期日前にやむを得ず解約されていた等の理由により、上記円貨のご入金ができない場合は、証書と同一名義の一時預り金としてお預りいたします。
- (4) 前記(2)の場合以外の解約および(3)による一時お預り金のお支払いにあたっては、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または自署)により記名押印(または署名)して、証書とともに提出してください。
- (5) この規定により、お預りした預金の支払いが完了した場合は、証書は無効となりますので直ちに当店へ返却してください。

18. (適用法令)

この預金には、上記規定のほか外国為替に関する法令が適用されます。

19. (規定の変更)

- (1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以 上